

監査公表第36号（平成31年3月29日、県公報第4080号登載）  
 随時監査（2次）結果（平成30年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局出先機関及び警察本部関係機関27機関
- (2) 監査対象期間：平成30年3月1日、平成30年4月1日から  
監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成30年9月3日～平成30年10月31日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	公文書館	平成30年3月1日から 平成30年9月7日まで	平成30年9月7日
	西福岡県税事務所	平成30年3月1日から 平成30年9月27日まで	平成30年9月27日
	北九州東県税事務所	平成30年3月1日から 平成30年9月4日まで	平成30年9月4日
	久留米県税事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月10日まで	平成30年10月10日
	行橋県税事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月26日まで	平成30年10月26日
	消防学校	平成30年3月1日から 平成30年9月5日まで	平成30年9月5日
商工部	福岡中小企業振興事務所	平成30年3月1日から 平成30年9月12日まで	平成30年9月12日
	飯塚中小企業振興事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月25日まで	平成30年10月25日
	大阪事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月26日まで	平成30年10月26日
	工業技術センター、化学繊維研究所	平成30年4月1日から 平成30年10月17日まで	平成30年10月17日
	工業技術センターインテリア研究所	平成30年3月1日から 平成30年9月3日まで	平成30年9月3日
警察本部	警察学校	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	平成30年10月31日
	交通機動隊	平成30年4月1日から 平成30年10月11日まで	平成30年10月11日
	高速道路交通警察隊	平成30年4月1日から 平成30年10月15日まで	平成30年10月15日
	東警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月24日まで	平成30年10月24日
	粕屋警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月21日まで	平成30年9月21日
	筑紫野警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月23日まで	平成30年10月23日
	朝倉警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月12日まで	平成30年10月12日
	博多臨港警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月10日まで	平成30年10月10日
	福岡空港警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月1日まで	平成30年10月1日
	八幡東警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月30日まで	平成30年10月30日
	門司警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月18日まで	平成30年10月18日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	豊前警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月28日まで	平成30年9月28日
	嘉麻警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月16日まで	平成30年10月16日
	うきは警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月6日まで	平成30年9月6日
	筑後警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月2日まで	平成30年10月2日
	八女警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月11日まで	平成30年9月11日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある物品の現物確認

特殊勤務手当：特殊勤務手当実績と業務日誌等との照合確認

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
商工部	財産	1	平成26年度と同様に、郵便切手等出納整理簿の残数と現物の数が一致していなかった。
計		1件	